

労働安全衛生法

(安全衛生教育)

第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

労働安全衛生規則

(雇入れ時等の教育)

第 35 条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第 2 条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

三 作業手順に関すること。

四 作業開始時の点検に関すること。

五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

六 整理、整頓^{とん}及び清潔の保持に関すること。

七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

(特別教育を必要とする業務)

第 36 条 法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一 ～ 四 (省略)

五 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転(道路交通法第 2 条第 1 項第一号の道路(以下「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務

五の二 最大荷重 1 トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

五の三 ～ 八の二 (省略)

九 ～ 十四 (省略)

十五 次に掲げるクレーン(移動式クレーン(令第一条第八号の移動式クレーンをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)の運転の業務

イ つり上げ荷重が5トン未満のクレーン

ロ つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ

十六 つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十七 ～ 十八 (省略)

十九 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務

二十 ～ 二十五 (省略)

二十六 令別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務

二十七 ～ 三十二 (省略)

三十三 自動車(二輪自動車を除く。)用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務

三十四 ～ 三十七 (省略)

(特別教育の科目の省略)

第37条 事業者は、法第59条第3項の特別の教育(以下「特別教育」という。)の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

(特別教育の記録の保存)

第38条 事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。

(特別教育の細目)

第39条 前2条及び第592条の7に定めるもののほか、第36条第一号から第十三号まで、第二十七号及び第三十号から第三十六号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。